

令和 2 年度

名古屋市各会計予算

目 次

(一般会計)

令和 2 年第 1 号議案 令和 2 年度名古屋市一般会計予算	1 頁
---------------------------------------	-----

(特別会計)

令和 2 年第 2 号議案 令和 2 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	19 頁
令和 2 年第 3 号議案 令和 2 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	21 頁
令和 2 年第 4 号議案 令和 2 年度名古屋市介護保険特別会計予算	23 頁
令和 2 年第 5 号議案 令和 2 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算	25 頁
令和 2 年第 6 号議案 令和 2 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	27 頁
令和 2 年第 7 号議案 令和 2 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算	31 頁
令和 2 年第 8 号議案 令和 2 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算 ...	35 頁
令和 2 年第 9 号議案 令和 2 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	37 頁
令和 2 年第 10 号議案 令和 2 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	41 頁
令和 2 年第 11 号議案 令和 2 年度名古屋市基金特別会計予算	45 頁
令和 2 年第 12 号議案 令和 2 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	53 頁
令和 2 年第 13 号議案 令和 2 年度名古屋市公債特別会計予算	57 頁

(公営企業会計)

令和 2 年第 14 号議案 令和 2 年度名古屋市病院事業会計予算	61 頁
令和 2 年第 15 号議案 令和 2 年度名古屋市水道事業会計予算	67 頁
令和 2 年第 16 号議案 令和 2 年度名古屋市工業用水道事業会計予算	71 頁
令和 2 年第 17 号議案 令和 2 年度名古屋市下水道事業会計予算	75 頁
令和 2 年第 18 号議案 令和 2 年度名古屋市自動車運送事業会計予算	79 頁
令和 2 年第 19 号議案 令和 2 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	83 頁

一 般 会 計

令和 2 年度名古屋市一般会計予算

令和 2 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,254,380,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

令和2年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		597,878,001
	1 市 民 税	292,738,000
	2 固 定 資 産 税	221,984,000
	3 軽 自 動 車 税	2,731,000
	4 市 た ば こ 税	15,496,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
	6 事 業 所 税	16,626,000
	7 都 市 計 画 税	48,303,000
2 地 方 譲 与 税		6,481,101
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,294,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,491,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	190,000
	5 特 別 と ん 譲 与 税	458,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	100
	7 石 油 ガ ス 譲 与 税	48,000
3 県 税 交 付 金		80,174,200
	1 利 子 割 交 付 金	325,000
	2 配 当 割 交 付 金	2,513,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,529,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	608,000
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	4,947,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	54,772,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	73,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	200

款	項	金 額 千円
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	1,953,000
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	13,454,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		9,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	9,000
5 地 方 特 例 交 付 金		2,900,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,900,000
6 地 方 交 付 税		6,300,000
	1 地 方 交 付 税	6,300,000
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		800,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	800,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		43,397,257
	1 使 用 料	32,795,324
	2 手 数 料	5,847,572
	3 診 療 収 入	2,536,579
	4 介 護 収 入	1,391,789
	5 支 援 収 入	825,993
9 国 庫 支 出 金		224,195,786
	1 負 担 金	188,939,436
	2 補 助 金	34,508,574
	3 委 託 金	747,776
10 県 支 出 金		66,045,833
	1 負 担 金	46,321,806
	2 補 助 金	14,436,664
	3 委 託 金	5,287,363
11 財 産 収 入		6,993,972
	1 財 産 運 用 収 入	2,464,195
	2 財 産 売 払 収 入	4,529,777

款	項	金 額 千円
12 寄 附 金		498,053
	1 寄 附 金	498,053
13 繰 入 金		24,093,320
	1 他 会 計 繰 入 金	24,093,320
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		112,705,476
	1 延滞金、加算金及び過料	184,329
	2 預 金 利 子	7,989
	3 他会計貸付金元利収入	751,100
	4 貸 付 金 元 利 収 入	82,551,615
	5 受 託 事 業 収 入	895,174
	6 収 益 事 業 収 入	9,260,142
	7 雑 入	19,055,127
16 市 債		81,908,000
	1 市 債	81,908,000
歳 入 合 計		1,254,380,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2, 305, 709
	1 議 会 費	2, 305, 709
2 総 務 費		44, 016, 189
	1 総 務 管 理 費	20, 807, 798
	2 財 務 管 理 費	1, 837, 529
	3 選 挙 費	417, 537
	4 統 計 調 査 費	1, 414, 402
	5 徴 税 費	15, 995, 291
	6 防 災 危 機 管 理 費	3, 543, 632
3 健 康 福 祉 費		337, 802, 343
	1 社 会 福 祉 費	103, 743, 128
	2 老 人 福 祉 費	60, 173, 539
	3 生 活 保 護 費	87, 842, 973
	4 国 民 年 金 費	963, 247
	5 国 民 健 康 保 険 費	22, 905, 716
	6 介 護 保 険 費	32, 285, 822
	7 公 衆 衛 生 費	15, 245, 532
	8 環 境 衛 生 費	4, 245, 218
	9 保 健 所 費	9, 814, 215
	10 衛 生 研 究 所 費	582, 953
4 子 ど も 青 少 年 費		181, 252, 242
	1 子 ど も 青 少 年 費	181, 252, 242
5 環 境 費		41, 878, 621
	1 環 境 保 全 費	5, 212, 695
	2 環 境 事 業 費	36, 665, 926
6 ス ポ ー ツ 市 民 費		33, 059, 744

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	3, 219, 768
	2 区 役 所 費	17, 694, 057
	3 ス ポ ー ツ 費	12, 145, 919
7 経 済 費		76, 887, 177
	1 産 業 費	75, 601, 287
	2 工 業 研 究 所 費	1, 285, 890
8 観 光 文 化 交 流 費		13, 963, 717
	1 観 光 交 流 費	6, 799, 043
	2 文 化 交 流 費	5, 214, 238
	3 名 古 屋 城 費	1, 950, 436
9 緑 政 土 木 費		81, 230, 380
	1 土 木 管 理 費	8, 398, 937
	2 道 路 橋 り よ う 費	25, 856, 163
	3 街 路 費	7, 701, 610
	4 治 水 費	13, 441, 408
	5 緑 政 費	24, 227, 996
	6 農 政 費	1, 604, 266
10 住 宅 都 市 費		45, 099, 082
	1 都 市 計 画 費	20, 357, 991
	2 住 宅 費	24, 741, 091
11 消 防 費		28, 983, 965
	1 消 防 費	28, 983, 965
12 教 育 費		185, 263, 191
	1 教 育 総 務 費	13, 037, 401
	2 小 学 校 費	83, 499, 191
	3 中 学 校 費	41, 766, 290
	4 高 等 学 校 費	11, 279, 838

款	項	金 額 千円
	5 幼稚園費	1,756,184
	6 特別支援学校費	6,283,121
	7 大学費	10,550,382
	8 私学振興費	8,032,734
	9 生涯学習費	9,058,050
13 公債費		128,809,701
	1 公債費	128,809,701
14 諸支出金		53,727,939
	1 公営企業会計支出金	53,727,939
15 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		1,254,380,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額 千円
9 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	30,000
	2 道路橋りよう費	道路・橋りようの整備	800,000
	3 街路費	街路の整備	1,300,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	1,200,000
	5 緑政費	公園の整備	300,000
10 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
市役所東庁舎の電気設備改修工事	令和 3 年度 から 令和 5 年度 まで	1,131,000
第20回アジア競技大会選手村施設検討 調査負担金	令和 3 年度	12,000
総合リハビリテーションセンターの電 気設備等改修工事	令和 3 年度	386,000
植田寮改築の設計	令和 3 年度	75,000
食肉衛生検査システムの開発	令和 3 年度	6,000
中保健センターのエレベーター等更新 工事	令和 3 年度	47,000
旧港保育園の解体工事	令和 3 年度	24,000
青少年交流プラザの天井等落下防止対 策工事	令和 3 年度	42,000
可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラ スチック製容器包装）の収集委託	令和 3 年度 から 令和 7 年度 まで	2,107,000
資源（空きびん）の収集委託	令和 3 年度 から 令和 7 年度 まで	2,791,000
富田工場設備更新に係る環境影響評価 事後調査	令和 3 年度	11,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
南陽工場設備更新に係る環境影響評価 事後調査	令和３年度 から 令和９年度 まで	105,000
南陽工場の焼却設備解体工事	令和３年度 から 令和５年度 まで	3,340,000
山田工場の解体工事	令和３年度 から 令和５年度 まで	2,532,000
愛岐処分場浸出水処理施設の改築	令和３年度 から 令和４年度 まで	2,640,000
愛岐処分場管理事務所等の解体工事	令和３年度	12,000
港作業場し尿輸送管更新の実施設計	令和３年度	47,000
中区役所の非常用発電機整備	令和３年度	341,000
中区役所のエレベーター等更新工事	令和３年度	172,000
明倫コミュニティセンターの建設	令和３年度	91,000
堀田コミュニティセンターの建設	令和３年度	145,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中根コミュニティセンターの建設	令和 3 年度	104,000
北スポーツセンターのトイレ改修工事	令和 3 年度	104,000
北スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	令和 3 年度	391,000
東スポーツセンターのトイレ改修工事	令和 3 年度	118,000
東スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	令和 3 年度	309,000
国際センターの電気設備改修工事	令和 3 年度 から 令和 5 年度 まで	263,000
国際展示場コンベンション施設整備支援業務委託	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	9,000
市民ギャラリー栄のエレベーター等更新工事	令和 3 年度	60,000
金山南ビル低層棟の天井等落下防止対策工事	令和 3 年度	348,000
金山南ビル低層棟の中央監視装置更新工事	令和 3 年度	2,000
文化小劇場の天井等落下防止対策工事	令和 3 年度	307,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中村文化小劇場の舞台照明設備改修工事	令和 3 年度	80,000
久田良木川排水機場の排水路移設工事	令和 3 年度	141,000
舗装道の補修	令和 3 年度	800,000
側溝改良	令和 3 年度	130,000
新平田橋の耐震補強	令和 3 年度	70,000
高座橋の耐震補強	令和 3 年度	81,000
日ノ出橋の補修	令和 3 年度	80,000
交通安全施設の整備	令和 3 年度	300,000
正江橋の建設	令和 3 年度	470,000
枇杷島橋の改築	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	1,475,000
大高西部ポンプ所のポンプ設備更新工事	令和 3 年度	68,000
排水施設整備	令和 3 年度	200,000
公園照明の賃借	令和 3 年度 から 令和12年度 まで	1,297,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
船頭場公園の整備	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	985,000
東山動植物園獣舎等の整備	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	695,000
東山動植物園動物病院の改築	令和 3 年度	416,000
金山南ビルの天井等落下防止対策工事	令和 3 年度	387,000
金山南ビルの中央監視装置更新工事	令和 3 年度	3,000
名古屋駅東側駅前広場等の再整備	令和 3 年度 から 令和 5 年度 まで	631,000
市営住宅の建設	令和 3 年度 から 令和 5 年度 まで	5,580,000
子ども適応相談センターの空調設備改修工事	令和 3 年度	100,000
旧教育館の解体工事	令和 3 年度	450,000
小学校の空調設備改修工事	令和 3 年度	615,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中学校の空調設備改修工事	令和 3 年度	212,000
高等特別支援学校新設の設計	令和 3 年度	50,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成31年第1号議決)	令和元年度 から 令和5年度 まで	9,100,000 外に利息相当額	令和2年度 から 令和5年度 まで	6,500,000 外に利息相当額
大曽根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成31年第1号議決)	令和元年度 から 令和5年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 551千円を限度として補償する。	令和2年度 から 令和5年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 499千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (平成31年第1号議決)	令和元年度 から 令和5年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,373,180千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和2年度 から 令和5年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,017,784千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成31年第1号議決)	令和元年度 から 令和22年度 まで	283,388,000 外に利息相当額	令和2年度 から 令和23年度 まで	272,271,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成31年第1号議決)	令和元年度 から 令和21年度 まで	52,691,000	令和2年度 から 令和22年度 まで	44,225,000

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成31年第1号議決)	令和元年度 から 令和8年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,935,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和2年度 から 令和9年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,765,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備費	183,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
防災施設整備費	243,000			
社会福祉施設整備費	92,000			
老人福祉施設整備費	569,000			
公衆衛生施設整備費	55,000			
保健所整備費	184,000			
子ども青少年施設整備費	747,000			
環境保全施設整備費	23,000			
廃棄物処理施設整備費	2,259,000			
区役所整備費	711,000			
地域振興施設整備費	243,000			
スポーツ施設整備費	4,791,000			
産業施設整備費	151,000			
工業研究所整備費	52,000			
観光交流施設整備費	2,715,000			
文化交流施設整備費	1,010,000			
名古屋城整備費	15,000			
公共土木事業費	28,019,000			
公園緑地整備費	9,845,000			
農業振興施設整備費	273,000			
住宅建設費	3,155,000			
消防施設整備費	803,000			
野外教育センター整備費	40,000			
義務教育施設整備費	4,884,000			
高等学校整備費	266,000			
幼稚園整備費	64,000			
特別支援学校整備費	452,000			
生涯学習施設整備費	831,000			
高速道路建設資金貸付金	245,000			
高速道路事業出資金	94,000			
市立大学施設整備補助金	561,000			
市立大学施設整備資金貸付金	2,140,000			
高速度鉄道事業補助金	1,201,000			
高速度鉄道事業出資金	2,992,000			
臨時財政対策債	12,000,000			
計	81,908,000			

特 別 会 計

令和 2 年第 2 号議案

令和 2 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 201,660,074 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		178,754,357
	1 保 険 料	43,582,668
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	46,000
	4 県 支 出 金	134,637,472
	5 諸 収 入	488,216
2 繰 入 金		22,905,716
	1 他 会 計 繰 入 金	22,905,716
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		201,660,074

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		201,640,074
	1 事 業 費	201,640,074
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		201,660,074

令和 2 年第 3 号議案

令和 2 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 59,668,031 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		30,832,704
	1 保険料	29,963,272
	2 手数料	1
	3 諸収入	869,431
2 繰入金		28,835,326
	1 他会計繰入金	28,835,326
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		59,668,031

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		59,648,031
	1 事業費	59,648,031
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		59,668,031

令和 2 年度名古屋市介護保険特別会計予算

令和 2 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 203,882,683 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介護保険収入		167,674,131
	1 保険料	41,195,227
	2 手数料	25,378
	3 国庫支出金	46,122,928
	4 支払基金交付金	52,266,461
	5 県支出金	28,007,020
	6 諸収入	57,117
2 繰入金		34,647,979
	1 他会計繰入金	34,647,979
3 繰越金		1,560,573
	1 繰越金	1,560,573
歳 入 合 計		203,882,683

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介護保険費		203,862,683
	1 事業費	202,302,111
	2 他会計繰出金	1,560,572
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		203,882,683

令和 2 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

令和 2 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,207,259 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		867,259
	1 事業収入	867,259
2 繰 入 金		45,000
	1 他会計繰入金	45,000
3 繰 越 金		205,000
	1 繰 越 金	205,000
4 市 債		90,000
	1 市 債	90,000
歳 入 合 計		1,207,259

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		1,207,259
	1 事業費	1,207,259
歳 出 合 計		1,207,259

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	90,000	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

令和 2 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

令和 2 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,743,377 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		4,038,653
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,646,312
	2 財 産 収 入	75
	3 繰 入 金	332,288
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	433,977
	6 市 債	626,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,704,724
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	437,111
	2 財 産 収 入	478
	3 繰 入 金	2,283,386
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	876,748
	6 市 債	107,000
歳 入 合 計		7,743,377

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,038,653
	1 事 業 費	2,011,491
	2 整 備 費	634,550
	3 他 会 計 繰 出 金	1,392,512
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,704,724
	1 市 場 費	1,815,296
	2 と 畜 場 費	964,903
	3 他 会 計 繰 出 金	924,425
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		7,743,377

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
北部市場駐車棟の電気設備改修工事	令和 3 年度	218,000
北部市場駐車棟及び水産棟の消火設備改修工事	令和 3 年度	34,000
南部市場情報システムの開発	令和 3 年度	141,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成31年第 6 号議決)	令和元年度 から 令和 4 年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和 2 年度 から 令和 5 年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	626,000 107,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	733,000			

令和 2 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

令和 2 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 677,409 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業収入		100,200
	1 寄 附 金	100,000
	2 諸 収 入	200
2 繰 入 金		346,209
	1 他 会 計 繰 入 金	346,209
3 市 債		231,000
	1 市 債	231,000
歳 入 合 計		677,409

歳 出

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業費		677,409
	1 事 業 費	524,139
	2 他 会 計 繰 出 金	153,270
歳 出 合 計		677,409

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
名古屋城天守閣事業費	231,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 2 年度名古屋市土地区画整理組合
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

令和 2 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 320,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事業収入		310,000
	1 貸付金収入	310,000
2 市 債		10,000
	1 市 債	10,000
歳 入 合 計		320,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		320,000
	1 事業費	20,000
	2 他会計繰出金	300,000
歳 出 合 計		320,000

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	10,000	普 通 貸 借	無 利 子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

令和 2 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

令和 2 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,040,397 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		86,600
	1 国庫支出金	62,600
	2 諸収入	24,000
2 繰入金		861,797
	1 他会計繰入金	861,797
3 市債		92,000
	1 市債	92,000
歳 入 合 計		1,040,397

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		1,040,397
	1 事業費	274,216
	2 他会計繰出金	766,181
歳 出 合 計		1,040,397

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
鳴海駅前市街地再開発事業	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	110,000

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	92,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 2 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

令和 2 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,222,245 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		365,215
	1 使 用 料	129,409
	2 他 会 計 繰 入 金	235,806
2 公 園 整 備 事 業 収 入		857,030
	1 他 会 計 繰 入 金	383,030
	2 市 債	474,000
歳 入	合 計	1,222,245

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		365,215
	1 事 業 費	365,215
2 公 園 整 備 事 業 費		857,030
	1 事 業 費	641,600
	2 他 会 計 繰 出 金	215,430
歳 出	合 計	1,222,245

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	474,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 2 年度名古屋市基金特別会計予算

令和 2 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 102,187,347 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金 収 入		461,106
	1 基 金 収 入	685
	2 繰 入 金	75,600
	3 基 金 積 戻 金	384,820
	4 繰 越 金	1
2 市 営 住 宅 等 管 理 運 営 等 基 金 収 入		726,936
	1 基 金 収 入	4,065
	2 繰 入 金	380,350
	3 基 金 積 戻 金	342,520
	4 繰 越 金	1
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金 収 入		5,049
	1 基 金 収 入	48
	2 繰 入 金	5,000
	3 繰 越 金	1
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金 収 入		30,063
	1 基 金 収 入	1,574
	2 繰 入 金	10,000
	3 基 金 積 戻 金	18,488
	4 繰 越 金	1
5 名 古 屋 城 天 守 閣 積 立 基 金 収 入		100,122
	1 基 金 収 入	121
	2 繰 入 金	100,000
	3 繰 越 金	1
6 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金 収 入		50,629
	1 基 金 収 入	938

款	項	金 額 千円
	2 繰 入 金	3,000
	3 基 金 積 戻 金	46,690
	4 繰 越 金	1
7 国際交流事業積立基金収入		7,740
	1 基 金 収 入	4,002
	2 繰 入 金	2,000
	3 基 金 積 戻 金	1,737
	4 繰 越 金	1
8 大規模施設整備積立基金収入		402,669
	1 基 金 収 入	773
	2 基 金 積 戻 金	401,895
	3 繰 越 金	1
9 リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金収入		10,001
	1 基 金 収 入	10,000
	2 繰 越 金	1
10 高速度鉄道建設積立基金収入		45
	1 基 金 収 入	44
	2 繰 越 金	1
11 環境保全基金収入		61,892
	1 基 金 収 入	645
	2 繰 入 金	1,000
	3 基 金 積 戻 金	60,246
	4 繰 越 金	1
12 中区役所等管理基金収入		131,865
	1 基 金 収 入	820
	2 基 金 積 戻 金	131,044
	3 繰 越 金	1

款	項	金 額 千円
13 介護給付費準備基金収入		3,926,763
	1 基金収入	4,033
	2 繰入金	1,560,572
	3 基金積戻金	2,362,157
	4 繰越金	1
14 災害対策事業基金収入		2,063,821
	1 基金収入	4,811
	2 繰入金	1,000
	3 基金積戻金	2,058,009
	4 繰越金	1
15 災害救助基金収入		1,901,900
	1 基金収入	1,900
	2 繰入金	1,900,000
16 区まちづくり基金収入		35,985
	1 基金収入	38
	2 繰入金	24,000
	3 基金積戻金	11,946
	4 繰越金	1
17 子ども・親総合支援基金収入		1,335,648
	1 基金収入	1,872
	2 基金積戻金	1,333,775
	3 繰越金	1
18 アセットマネジメント基金収入		429,576
	1 基金収入	2,084
	2 繰入金	158,185
	3 基金積戻金	269,306
	4 繰越金	1

款	項	金 額 千円
19 アジア競技大会基金収入		2,001
	1 基 金 収 入	2,000
	2 繰 越 金	1
20 東山動植物園基金収入		270,071
	1 基 金 収 入	70
	2 繰 入 金	200,000
	3 基 金 積 戻 金	70,000
	4 繰 越 金	1
21 公 債 償 還 基 金 収 入		87,689,736
	1 基 金 収 入	602,231
	2 繰 入 金	47,286,540
	3 基 金 積 戻 金	39,800,964
	4 繰 越 金	1
22 財 政 調 整 基 金 収 入		2,543,729
	1 基 金 収 入	43,728
	2 基 金 積 戻 金	2,500,000
	3 繰 越 金	1
歳 入 合 計		102,187,347

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		461, 106
	1 他 会 計 繰 出 金	385, 506
	2 積 立 金	75, 600
2 市営住宅等管理運営等基金		726, 936
	1 他 会 計 繰 出 金	346, 586
	2 積 立 金	380, 350
3 名古屋城整備積立基金		5, 049
	1 積 立 金	5, 049
4 名古屋城本丸御殿積立基金		30, 063
	1 他 会 計 繰 出 金	18, 488
	2 積 立 金	11, 575
5 名古屋城天守閣積立基金		100, 122
	1 積 立 金	100, 122
6 文化振興事業積立基金		50, 629
	1 他 会 計 繰 出 金	47, 629
	2 積 立 金	3, 000
7 国際交流事業積立基金		7, 740
	1 他 会 計 繰 出 金	5, 740
	2 積 立 金	2, 000
8 大規模施設整備積立基金		402, 669
	1 他 会 計 繰 出 金	401, 895
	2 積 立 金	774
9 リニア関連名古屋駅周辺 地区まちづくり基金		10, 001
	1 積 立 金	10, 001
10 高速度鉄道建設積立基金		45
	1 積 立 金	45

款	項	金 額 千円
11 環 境 保 全 基 金		61,892
	1 他 会 計 繰 出 金	60,892
	2 積 立 金	1,000
12 中 区 役 所 等 管 理 基 金		131,865
	1 他 会 計 繰 出 金	131,865
13 介 護 給 付 費 準 備 基 金		3,926,763
	1 他 会 計 繰 出 金	2,362,157
	2 積 立 金	1,564,606
14 災 害 対 策 事 業 基 金		2,063,821
	1 他 会 計 繰 出 金	2,058,009
	2 積 立 金	5,812
15 災 害 救 助 基 金		1,901,900
	1 積 立 金	1,901,900
16 区 ま ち づ く り 基 金		35,985
	1 他 会 計 繰 出 金	11,946
	2 積 立 金	24,039
17 子 ども ・ 親 総 合 支 援 基 金		1,335,648
	1 他 会 計 繰 出 金	1,333,775
	2 積 立 金	1,873
18 アセットマネジメント基金		429,576
	1 他 会 計 繰 出 金	269,306
	2 積 立 金	160,270
19 ア ジ ア 競 技 大 会 基 金		2,001
	1 積 立 金	2,001
20 東 山 動 植 物 園 基 金		270,071
	1 他 会 計 繰 出 金	70,000
	2 積 立 金	200,071

款	項	金 額 千円
21 公 債 償 還 基 金		87,689,736
	1 他 会 計 繰 出 金	39,800,964
	2 積 立 金	47,888,772
22 財 政 調 整 基 金		2,543,729
	1 他 会 計 繰 出 金	2,500,000
	2 積 立 金	43,729
歳 出 合 計		102,187,347

令和 2 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

令和 2 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,500,789 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		7,973,957
	1 繰 入 金	437,959
	2 振 替 収 入	6,707,998
	3 市 債	828,000
2 都市開発用地取得資金収入		4,526,831
	1 繰 入 金	512,965
	2 振 替 収 入	3,313,866
	3 市 債	700,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		12,500,789

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		7,973,758
	1 取 得 費	831,221
	2 他 会 計 繰 出 金	7,142,537
2 都市開発用地取得費		4,526,831
	1 取 得 費	703,000
	2 他 会 計 繰 出 金	3,823,831
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		12,500,789

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	828,000 700,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,528,000			

令和 2 年度名古屋市公債特別会計予算

令和 2 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 452,606,905 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		198,973,000
	1 公 債	198,973,000
2 繰 入 金		253,603,903
	1 他 会 計 繰 入 金	253,603,903
3 繰 越 金		30,000
	1 繰 越 金	30,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		452,606,905

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		127,953,000
	1 起 債 額 繰 出	127,953,000
2 公 債 費		324,653,905
	1 公 債 償 還 金	276,582,505
	2 公 債 事 務 費	784,860
	3 他 会 計 繰 出 金	47,286,540
歳 出 合 計		452,606,905

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	71,020,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 営 企 業 会 計

令和2年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	155,125 人 (1 日 425 人)	216,513 人 (1 日 891 人)
西部医療センター	164,250 人 (1 日 450 人)	286,740 人 (1 日 1,180 人)
緑 市 民 病 院	67,525 人 (1 日 185 人)	79,380 人 (1 日 270 人)
計	386,900 人 (1 日 1,060 人)	582,633 人 (1 日 2,341 人)

(2) 主要な建設改良事業 西部医療センター天井等落下防止対策工事

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、東部医療センター旧棟取り壊し工事費289,844千円の財源の一部にあてるため、企業債289,000千円を借り入れる。

収 入		千円
第1款	東部医療センター収益	16,811,130
第1項	医 業 収 益	14,767,378
第2項	医 業 外 収 益	2,042,752
第3項	特 別 利 益	1,000
第2款	西部医療センター収益	20,346,617
第1項	医 業 収 益	17,311,804
第2項	医 業 外 収 益	3,025,018

第 3 項	特 別 利 益	9,795
		千円
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	347,714
第 1 項	医 業 収 益	10,572
第 2 項	医 業 外 収 益	336,142
第 3 項	特 別 利 益	1,000
収 入	合 計	37,505,461

支 出

千円

第 1 款	東 部 医 療 セ ン タ ー 費	18,486,844
第 1 項	医 業 費 用	17,956,234
第 2 項	医 業 外 費 用	235,766
第 3 項	特 別 損 失	294,844
第 2 款	西 部 医 療 セ ン タ ー 費	20,216,276
第 1 項	医 業 費 用	19,826,055
第 2 項	医 業 外 費 用	384,221
第 3 項	特 別 損 失	6,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	460,790
第 1 項	医 業 費 用	447,068
第 2 項	医 業 外 費 用	12,722
第 3 項	特 別 損 失	1,000
第 4 款	予 備 費	1,000
第 1 項	予 備 費	1,000
支 出	合 計	39,164,910

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,818,173 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	491, 143
		千円
第 1 項	企 業 債	198, 000
第 2 項	一 般 会 計 補 助 金	285, 821
第 3 項	基 金 収 入	2
第 4 項	基 金 繰 入 金	1, 320
第 5 項	そ の 他 資 本 収 入	6, 000
第 2 款	西部医療センター資本収入	1, 375, 270
第 1 項	企 業 債	523, 000
第 2 項	一 般 会 計 補 助 金	837, 236
第 3 項	国 庫 補 助 金	1, 656
第 4 項	基 金 収 入	4
第 5 項	基 金 繰 入 金	1, 000
第 6 項	そ の 他 資 本 収 入	12, 374
第 3 款	緑市民病院資本収入	188, 412
第 1 項	企 業 債	100, 000
第 2 項	一 般 会 計 補 助 金	88, 412
収 入	合 計	2, 054, 825

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター資本支出	763, 400
第 1 項	建 設 改 良 費	278, 164
第 2 項	償 還 金	451, 234
第 3 項	投 資	34, 002
第 2 款	西部医療センター資本支出	2, 858, 495
第 1 項	建 設 改 良 費	920, 536
第 2 項	償 還 金	1, 900, 955
第 3 項	投 資	37, 004
第 3 款	緑市民病院資本支出	251, 103
第 1 項	建 設 改 良 費	100, 000

第 2 項	償	還	金	151, 103
支	出	合	計	3, 872, 998

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東部医療センター旧棟取り壊し等工事	令和 3 年度から令和 4 年度まで	1, 718, 000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費及び東部医療センター旧棟取り壊し工事費にあてるため		
限 度 額	1,110,000 千円		
	病 院 事 業 整 備 費	821,000 千円	
	東部医療センター旧棟取り壊し工事費	289,000 千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、4, 000, 000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の
流用

(他会計からの負担金)

第9条 救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料減免及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、940,936千円、81,199千円、11,600千円及び63,232千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,700,440千円及び1,211,469千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類		名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	磁気共鳴断層診断装置	1 台
		注射薬自動払出装置	1 台

令和2年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和 2 年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画 給 水 量 年間 277,765,000 立方メートル
(1 日 761,000 立方メートル)

給 水 戸 数 1,341,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第 1 款	水 道 事 業 収 益	51,788,562
第 1 項	営 業 収 益	50,556,932
第 2 項	営 業 外 収 益	1,221,630
第 3 項	特 別 利 益	10,000

支 出

千円

第 1 款	水 道 経 営 費	51,618,562
第 1 項	営 業 費 用	44,619,249
第 2 項	営 業 外 費 用	6,939,313
第 3 項	特 別 損 失	50,000
第 4 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,314,806千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	5,822,360
第1項	企業債	3,500,000
第2項	出資金	114,000
第3項	県補助金	113,138
第4項	他会計貸付金返還金	136,278
第5項	基金収入	2,375
第6項	基金繰入金	20,000
第7項	その他資本収入	1,936,569

支 出		千円
第1款	資本的支出	28,137,166
第1項	建設改良費	21,512,681
第2項	償還金	6,622,110
第3項	投資	2,375

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	令和3年度から令和4年度まで	8,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 水道基幹施設整備費にあてるため

限 度 額	3,500,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,700,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、53,301 千円、111,934 千円及び 66,793 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、114,000 千円である。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和2年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画 給 水 量 年間 23,396,500 立方メートル
(1 日 64,100 立方メートル)

事業所数 115 力所

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	工業用水道事業収益	1,057,385
第 1 項	営 業 収 益	932,559
第 2 項	営 業 外 収 益	124,326
第 3 項	特 別 利 益	500

		支 出	千円
第 1 款	工業用水道経営費		1, 047, 385
第 1 項	営 業 費 用		959, 972
第 2 項	営 業 外 費 用		85, 913
第 3 項	特 別 損 失		500
第 4 項	予 備 費		1, 000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額520,074千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	13,126
第1項	出資金	2,126
第2項	その他資本収入	11,000

支 出		千円
第1款	資本的支出	533,200
第1項	建設改良費	396,922
第2項	他会計借入金返還金	136,278

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	令和3年度	100,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、200 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,126 千円である。

令和2年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た かし

令和2年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,112 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)
処理水量 年間441,650,000 立方メートル
(1日 1,210,000 立方メートル)
水洗便所の改造 700 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	下水道事業収益	77,617,896
第1項	営業収益	70,676,120
第2項	営業外収益	6,936,776
第3項	特別利益	5,000

支 出		千円
第1款	下水道経営費	76,191,896
第1項	営業費用	67,060,668
第2項	営業外費用	9,091,228
第3項	特別損失	30,000

第 4 項 予 備 費	10,000
-------------	--------

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 39,080,195 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額 4,255 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

千円

第 1 款 資 本 的 収 入	37,330,844
第 1 項 企 業 債	25,000,000
第 2 項 国 庫 補 助 金	11,001,250
第 3 項 そ の 他 資 本 収 入	1,309,379
第 4 項 水洗便所改造資金貸付事業収入	20,215

支 出

千円

第 1 款 資 本 的 支 出	76,406,784
第 1 項 建 設 改 良 費	49,318,893
第 2 項 償 還 金	27,071,931
第 3 項 水洗便所改造資金貸付事業費	15,960

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設	令和 3 年度から令和 6 年度まで	40,000,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため

限 度 額 25,009,000 千円

	下 水 道 事 業 建 設 費	25,000,000 千円
	水 洗 便 所 改 造 資 金 貸 付 金	9,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,900,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、30,531,810 千円、3,583,208 千円、97,207 千円、94,825 千円、30,000 千円、24,000 千円及び 67,647 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,625 千円である。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和2年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 最多運転車両数 1日 908 両
運転キロ年間 36,281,000 キロメートル
(1日 99,400 キロメートル)
乗車人員年間 130,962,000 人
(1日 358,800 人)
- (2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	自動車運送事業収益	27,110,049
第1項	営業収益	22,691,810
第2項	営業外収益	4,418,239

支 出

千円

第1款	自動車運送事業費	26,950,359
第1項	営業費用	26,118,037
第2項	営業外費用	440,843
第3項	特別損失	381,479
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,314,329千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	1,875,904
第1項	企業債	1,566,000
第2項	出資金	300,000
第3項	その他資本収入	9,904

支 出		千円
第1款	資本的支出	4,190,233
第1項	建設改良費	1,617,146
第2項	企業債償還金	1,363,087
第3項	借入金返還金	1,200,000
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
運行総合情報システムの改修	令和3年度	490,000千円
マナカ情報中継システムの改修	令和3年度	16,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 自動車運送事業整備費にあてるため

限 度 額	1,566,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、124,075千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,144,903千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,404,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、410,657千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、

154,303 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、300,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、2,100,000 千円と定める。

令和2年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

令和 2 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|-------------------|
| (1) 経 営 計 画 | 最多運転車両数 | 1 日 | 680 両 (117 編成) |
| | 運 転 キ ロ | 年間 | 69,240,500 キロメートル |
| | | (1 日 | 189,700 キロメートル) |
| | 乗 車 人 員 | 年間 | 501,400,500 人 |
| | | (1 日 | 1,373,700 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両購入及び駅施設整備 | | |

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第 1 款	高速度鉄道事業収益	102,100,358
第 1 項	営 業 収 益	93,864,085
第 2 項	営 業 外 収 益	8,236,273

支 出

千円

第 1 款	高速度鉄道事業費	86,617,657
第 1 項	営 業 費 用	75,567,367
第 2 項	営 業 外 費 用	10,704,491
第 3 項	特 別 損 失	335,799
第 4 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 1,617,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 36,981,380 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	18,942,031
第1項	企業債	11,702,000
第2項	出資金	2,992,000
第3項	貸付金返還金	600,000
第4項	一般会計補助金	2,224,175
第5項	国庫補助金	1,094,561
第6項	県補助金	30,000
第7項	その他資本収入	299,295

支 出		千円
第1款	資本的支出	54,306,411
第1項	建設改良費	15,883,053
第2項	企業債償還金	38,113,358
第3項	出資金	300,000
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	令和3年度から令和5年度まで	10,000,000 千円
マナカ情報中継システムの改修	令和3年度	109,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてるため		
限度額	11,702,000 千円		
	高速度鉄道事業建設改良費	10,085,000 千円	
	高速度鉄道事業特例債	1,617,000 千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、29,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、210,359 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,350,000 千円及び 75,638 千円で

ある。

- 2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、838,002 千円である。
- 3 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,379,038 千円である。

（他会計からの出資金）

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,992,000 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

令和2年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た かし

